

債務の存在を争いつつ行った弁済の受領の催告について、債務の本旨に従った弁済の提供と認められた事例

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和3年8月30日
【事件番号】 令和1年（ワ）第34943号
【事件名】 請求異議事件
【裁判結果】 認容（確定）
【参照法令】 民法493条、民事訴訟法260条2項
【掲載誌】 判時2522号112頁
◆ LEX/DB 文献番号 25601274

明治学院大学教授 福田清明

事実の概要

Xは、東京電力ホールディングス株式会社であり、標記の請求異議事件（以下、本事件という）の原告であり、本事件の債務名義（以下、本件債務名義という）に表示された請求権の債務者である。Yは、ゴルフ場および各種スポーツ施設の経営等を経営する株式会社であり、本事件の被告であり、本件の債務名義で表示された請求権の債権者である。

Yは、平成24年12月8日、Xに対し、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う津波により発生した福島第一原子力発電所における事故により、Yが運営するゴルフ場が大量の放射性物質により汚染されたと主張して、除染措置および損害賠償をXに求める訴えを東京地裁に提起した。平成29年10月11日、6億6689万5827円およびこれに対する平成23年3月12日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払をXに命じる旨の判決（東京地判平29・10・11 公刊物未登載、D1-Law.com 判例体系〔28254964〕。以下、「本件第一審判決」という）が言い渡された。ちなみに、同判決には仮執行宣言が付されていた。

Yは、損害賠償請求訴訟の本件第一審判決が言い渡された後、Xに仮払を求める金員仮払仮処分命令の申立てを行い、平成30年1月9日、1400万円および平成30年2月から平成31年3月まで（ただし、平成31年3月10日より前に本案の控訴審判決の言渡しがあったときは、その言渡日まで）、毎月10日限り、700万円の仮払をXに命じる旨

の決定がされた。Xは、平成30年1月31日から平成30年11月30日までの間、本件金員仮払仮処分決定に基づき、合計8400万円の仮払を行った（以下、本件仮払金という）。

XおよびYは、本件第一審判決につき、平成29年原告被告の双方が控訴したところ、東京高等裁判所は、本件控訴審判決（東京高判平30・11・14 公刊物未登載、D1-Law.com 判例体系〔28265534〕。以下、本件控訴審判決という）で、本件第一審判決の一部を変更し、4億5929万0025円およびこれに対する平成23年3月12日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払をXに命じた。ちなみに同判決にも仮執行宣言が付されていた。

Xは、本件控訴審判決後、Yに対し、本件控訴審判決の認容額から既払金を控除した金員を仮に支払うことを内容とする合意書を交わすことを提案し、XおよびYの間で合意書の内容について協議がされたが、協議は整わなかった。そこで、Xは、平成31年3月13日、Yに対して、本件控訴審判決の認容額に遅延損害金を付した額から本件仮払金を控除した金額（5億5913万1868円）について弁済の受領を催告したが、Yがその受領を拒否したとして、同月15日、東京法務局に5億5913万1868円を供託し、東京法務局はこれを受理した。

Yは、令和元年5月24日、供託金払渡請求書の備考欄に「仮に受領する」旨を記載した上で、前記供託金の還付請求の手続きを行い、同月31日、供託利息1万1182円が付加された合計5億5914万3050円が被告Yの弁護士の預り金口座

に入金された。

本件控訴審判決は、それに対するXYがそれぞれ行った上告および上告受理申立てに対する令和元年11月7日の最高裁判所の上告棄却・上告不受理とする旨の決定で、確定した。確定した本件控訴審判決によって本件債務名義が成立した。その債務名義によれば、令和元年11月7日におけるXの債務は、損害賠償金元金債務4億5929万0025円に遅延損害金1億9887万8872円（平成23年3月12日から令和元年11月7日まで年5分で計算）の合計額6億5816万8897円であり、これに本件仮払金並びに供託金および供託利息合計5億5914万3050円を充当した結果、1502万5847円の元本としての損害賠償金が不足するとして、Yは、令和元年11月15日Xに対し、1502万5847円およびこれに対する同年11月8日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払えというものであった。それに対して、Xは、本件債務名義に表示されたYの請求権について、遅延損害金を含め、その全額について平成31年3月15日に弁済供託を行ったことで、当該請求権が消滅したことを理由として本件債務名義の執行力の排除を求めた。これが、原告Xと被告Y間の標記の本事件である。以後、この事件の判決を本判決という。

判決の要旨

1 「Yは、債務の存在を争いつつ行う給付は弁済ではなく、弁済としての効力のない仮払と評価せざるを得ないなどと主張するが、前記のとおり、損害賠償債務という金銭債務について債務の全額に係る弁済の受領を催告したものである以上、これに加えて弁済意思が必要とは解されず、債務の存在を争っているからといって直ちに債務の本旨に従った弁済の提供に当たらないなどとはいえない。」

2 「また、Yは、債務の存在を争いつつ行う給付について理論的に不明な点が多いなどと主張するが、いずれにせよ本件弁済の提供の効力が否定されるものではない。さらに、Yは、最高裁判決（昭和47年6月15日第一小法廷判決・民集26巻5号1000頁）の考え方からすれば、仮執行宣言が付されている場合における当該事件被告の給付には特別な事情がない限り弁済の効力が認

められないものと解されるなどと主張するが、同最高裁判決は、本件のような場合における弁済の効力について判示したものは解されず、本件に適切でない。」

3 「その他、Yは、Xの主張する弁済の提供は、利息（損害金）の負担義務をYに一方向的に転嫁しようとするものであるなどとして、債務の存在を争いつつ行う給付に弁済の効力を認めることの実質的不当性についても主張するが、本件弁済の提供の効力を認めることと、本件弁済の提供がされた時点からYが利息（損害金）の負担義務を負うか否かとは直ちに結びつくものではなく、民事訴訟法260条2項等に基づいて決せられるものと解されるし、いずれにせよ金銭債務について債務の全額に係る弁済の受領を催告している本件弁済の提供について、弁済の効力を認めることが不当であるなどとして、その効力が否定されるものではない。」

4 「Yは、本件弁済の提供に当たって、Xが、受領時以降の利息として年5分の支払を求めることとなる旨を明言するなど、不合理かつ不当な条件を付していることから、債務の本旨に従ったものとはいえない旨を主張する。」

「……しかし、平成31年1月15日付けファクシミリにおいて、Xが不合理かつ不当な条件を付していたといえないことは前記のとおりであり、同日付けファクシミリに基づく申入れを承諾しなかったことはあらかじめの受領拒絶（民法493条ただし書）に該当する。」

「よって、Xの請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用については民事訴訟法61条を適用してYに負担させることとする。」

判例の解説

不法行為損害賠償請求事件の控訴審判決に対する上告が不受理となり、結果的には控訴審判決の内容が確定判決の内容になったため、仮執行宣言付判決が変更されることはなかった。弁済提供に効力があり弁済供託も有効であるという問題と、それらが効力を有しかつ有効であったとしても、仮執行による給付という民事訴訟法上の制度が実体法に与える影響の問題とに分けて判決を考察する。

一 弁済提供の効力と弁済供託の有効性

債務の存在を争いつつ行う弁済のために為される給付を留保付弁済というが、これは、弁済としての効力を有しており、留保付きでも本旨に従った提供とされる。給付が客観的に債務内容に適合するならば弁済であり、また弁済の提供の要件たる「本旨にしたがって提供されている」と現代では見られる¹⁾。

弁済の提供に当たって不合理・不当な条件が付される場合には、それは、判例上²⁾債務の本旨に従ったものとはいえない。本件においてXによってYになされた弁済の提供に、そのような不合理・不当な条件が付されていないと裁判所は判断した。

弁済の提供が口頭の提供でよいのは、債権者によるあらかじめの受領拒絶があるときである。本件においてXが不合理かつ不当な条件を付していたとはいえない申入れを平成31年1月15日付のファクシミリで行ったのに、それをYが承諾しなかった点に、裁判所はYのあらかじめの受領拒絶があったと認定した。以上により、弁済提供の効力と弁済供託の有効性が認められ、仮執行による給付が弁済の効力に影響を与えなければ、平成31年3月15日XがYに対して、本件弁済供託によりYの遅延損害金を含めた損害賠償債権全体が消滅する。

二 仮執行による給付と履行遅滞

1 仮執行による給付と弁済効力否定説

請求異議事件の本判決は、判決の要旨2で引用したように、被告Yが援用した最判昭47・6・15(民集26巻5号1000頁)を、本件のような場合における弁済の効力について判示したのではないと述べ、一顧だにしなかった。しかし、同判例が弁済の効力に関係するか否かを論じる必要があったと筆者は考える。最判昭47年は、仮執行宣言の効果に関する大判大15・4・21(民集5巻266頁)以来の判例を発展させたものである。この判例は、まず、上訴審が本案請求の当否を判断する場合仮執行宣言に基づく債務者の給付によって債権者が満足を受けた事実を斟酌すべきでないという準則を打ち立てた。次に判例(最判昭34・2・20民集13巻2号209頁、最判昭46・4・20集民102号491頁)は、「仮執行宣言の給付命令そのものに基づく給付」ではなく、「仮執行を回避するために仮執行

力を有する判決などの債務名義に対応してなされた給付」にも、先の準則を用いた。以下では、先の準則が適用される2種類の給付を総称する場合には、「仮執行による給付」と呼ぶ。最判昭47年は、仮執行宣言付判決に対して上訴した後に、同判決によって履行を命じられた債務につきその弁済として為した給付は、それが全くの任意弁済であると認められる特別の事情のないかぎり、旧民法198条2項(現行260条2項)にいう「仮執行ノ宣言ニ基キ被告カ給付シタルモノ」に当たると判示した。この判示は、仮執行宣言付判決で命じられた債務につきその弁済として為した給付の事実、上訴審での本案訴訟の請求の当否に関して、斟酌すべきでないことを意味する。

仮執行による給付の結果を、本案訴訟の請求の当否を判断する際に、なぜ斟酌すべきでないのか。この理由付けは、いくつか考えられる。代表的な理由として、判決に付された仮執行による執行債権内容の実現は実体法上「弁済」ではなく、上訴審において同判決が確定したときに初めて弁済となり得る債権が消滅するからという理由付けがある。これは、判例および多くの学説³⁾で採られた。仮執行による給付についての弁済効力否定説と称される。この説に基づく理由付けとは異なり、仮執行の前提たる債権の存否の上訴審の審理において仮執行の結果を斟酌するのは論理矛盾である、または本来理由のある訴えを提起した原告が仮執行制度上必然的に上訴において、請求棄却を回避するために訴えの変更をなすべく強制されるのは不合理である、といった理由付けも可能である⁴⁾。

仮執行宣言の実体法上の効果に関する諸問題として、仮執行後の上訴審において被告は反対債権による相殺をなし得るか、また同時履行や留置権を行使できるか、仮執行後に上訴審に係属中被告が倒産した場合原告の債権は破産債権、更生債権となるか、仮執行による給付の後で上訴審に係属中に原告はいつまでの遅延利息を請求できるか等が問われる。これらの仮執行による給付に関わる諸問題について、仮執行による給付についてその給付時に弁済の効力を肯定する弁済効力肯定説と、否定した上で判決確定時に初めて弁済の効力を発生させる弁済効力否定説がある。どちらの説を採っても、採用した説から演繹的に結論を導き出すこともできる。

判例と通説は、弁済効力否定説を採り、そこか

ら演繹して仮執行による給付の実体法上の効果に関する諸問題の解決を導き出した⁵⁾。それに対して少数説⁶⁾は、弁済効力肯定説を採り、そこから演繹して解決を導き出した。林は、一連の研究の1つとして日本の仮執行による給付の効力についての判例・学説を分析・検討し、母法たるドイツの仮執行宣言制度に関する判例・学説⁷⁾をも渉猟した上で、弁済効力否定説と弁済効力肯定説を折衷する中間説の立場を意識的に採った。その立場の真骨頂は、具体的問題・事案に即してバランスのとれた妥当な解決を導き出すために、弁済効力否定説と弁済効力肯定説を適宜選択できる点にある⁸⁾。判例および通説が演繹的に、結論を導き出すのと対照的である。もともと、弁済効力否定説を採る竹下も、弁済効力肯定説を採る青山も、演繹的手法は採らないので⁹⁾、林と諸問題の解決において軌を一にすることが多い¹⁰⁾。

2 本事件と最判昭47・6・15の援用

本事件の被告Yが最判昭47年を援用して主張しようとしたのは、Xがなした弁済提供により給付は、全くの任意弁済には当たらず仮執行による給付であるから判例・通説にならない弁済効力否定説に立てば、Xの弁済供託による弁済の効力は否定されるということであろう。さらにYの債権は判決確定時まで存続し、その時までXの遅延利息が発生することになる。

3 遅延利息が発生する期間

本事件の最大の争点は、遅延利息（遅延損害金）が発生する期間である。つまり原告Xの履行遅滞となっている期間である。判例に従い弁済効力否定説に立ちそこから演繹して、この個別問題に対する結論を出すというのが第1の方法であり、これによると被告Yの主張する結論と同じになる。それに対して、第2の方法は、仮執行による給付について弁済効力肯定説に立ちそこから演繹して履行遅滞に陥る期間という個別問題に対して結論を出す方法である。

第3の方法は、一応、弁済効力否定説か弁済効力肯定説に立つか、または両説併用説に立ち、個別問題・事案の性質に適合した妥当な結論を出すという方法である。仮執行による給付を弁済供託で被告Yが原告Xから実際に受けているので、被告Yが金銭を実際に使うことができる点が重要視され、弁済効力否定説、弁済効力肯定説、両説併用説のいずれであっても、仮執行による給付がな

された時点で弁済の効力を発生させる結論に収斂する¹¹⁾。

第2と第3の方法を採った場合、本判決と同じ結論となる。結論は同じであるが、本判決も弁済効力否定説を採る判例とどう向き合うかを判決理由で述べるべきであったと考える。筆者は第3の方法を支持するので、判決に対しては、判旨賛成だが、理由に対しては物足りなさを感じる。

●—注

- 1) 磯村哲編『注釈民法(12)』(有斐閣、1970年)53頁〔奥田昌道〕、253頁〔山下末人〕。また法制審議会民法(債権関係)部会第46回会議に提出された法務省事務局作成の部会資料39の35頁以下(8 弁済提供 補足説明3)においても留保付弁済の有効性が前提とされている。
- 2) 最判昭31・11・27民集10巻11号1480頁。
- 3) 三ヶ月章「判批」法協80巻1号(1963年)109頁以下。
- 4) 青山善充「仮執行の効果に関する一考察——仮執行後の債務者の倒産を中心に」『法学協会百周年記念論文集第三巻 民事法』(有斐閣、1983年)427頁、竹下守夫『民事訴訟法判例百選』(有斐閣、1965年)145頁。
- 5) 林淳「仮執行と弁済の効力」『三ヶ月先生古稀記念 民事手続法学の革新 第三巻』(有斐閣、1991年)147頁以下、152頁以下。
- 6) 小川保男「仮執行宣言の本質と其の運用——上訴制度廃止又は制限の問題と関連して(一)(二)(三・完)」志林44巻2号21頁・3号29頁・4号45頁(1942年)。
- 7) 現在のドイツの状況を一瞥する。仮執行による給付に関して、弁済効力否定説と弁済効力肯定説の間で争いがある。通説は前者であり、弁済の効力は判決が確定した時点で初めて発生する。判例(BGH NJW 83, 1111)も弁済効力否定説を採る。しかしながら、債務者が執行を回避するために給付をしたかまたは債権者が仮執行宣言付判決に基づいて執行した後は、遅延利息が債務者に課せられない。これは通説であり、この結論を判示した連邦裁判所の判例(NJW BGH 81, 2244)もある(HK-ZPO/Kindl. (Hrsg.) Ingo Saenger 9.Aufl. 2021, § 708 Rn 4; MüKoZPO/Götz, (Hrsg.) Wolfgang Krüger u. Thomas Rauscher 6. Aufl. 2020, ZPO § 708 Rn. 5, u. Rn.5 Fn. 17)。
- 8) 林・前掲注5)163頁。一連の研究は、同論稿121頁注1参照。
- 9) 竹下・前掲注4)145頁は、これらの問題の解決に当たっては、それぞれの事項の性質が重要な意味をもつから、必ずしも論理が一貫する必要はないという。青山・前掲注4)428~432頁は、諸問題に対する個別的な検討をしている。
- 10) 林・前掲注5)164頁。
- 11) 遅延利息(遅延損害金)について、林、竹下、青山の三者は仮執行による給付時に遅滞が終了し、そこまでの遅延利息しか発生しないとす。前掲注8)と9)を参照。